

学校において、児童生徒または教職員に

感染者が確認された場合の対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行する5月8日以降の対応は、「学校において、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について」(令和5年5月8日、町ホームページに掲載)に基づき、対応します。
- (2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等は出席停止となります。
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。
- (3) 児童生徒の同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染された場合等、濃厚接触者としての特定は行われないことにより、待機期間はなしとなります。

なお、感染が再流行するなど、感染状況によっては、改めて対応をお願いする場合があります。あらかじめ、ご承知おきます。

令和5年5月8日改定